

ご存知ですか？
住宅用火災警報器は、
住宅火災から大切な人や
財産を守ります。

住宅火災の死者とその原因

住宅火災による死者は毎年約1000人！
年齢別では高齢者が約7割！
住宅火災による死者数の約7割を占める
のは65歳以上の高齢者です。時間帯で
見ると、就寝時間に死者の発生が集中し
ています。死因の約6割は逃げ遅れです。



住宅用火災警報器

設置しましょう！



※消防法及び市町条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

【三重県】新築住宅：平成18年6月～ 既存住宅：平成20年6月～

住宅用火災警報器の取り付け場所

家のどこに
取り付ければいいのか？

設置義務

1階以外に寝室がある場合に
は、**階段**にも取り付けましょう
(煙式を設置)

設置義務

住居内の**寝室**にあたる
部屋に取り付けましょう
(煙式を設置)

設置推奨

義務はありませんが、**台所**に
設置することが望ましいです
(熱式が望ましい)

**設置義務
です！**

住宅用火災警報器の点検をしましょう!

◎「作動確認をしましょう!」

定期的に点検ボタンを押すなどして警報音か音声があれば正常です。
※電池の寿命は約10年です。

◎「10年を目安に交換しましょう!」

本体もセンサー等の寿命がありますので10年を目安に交換しましょう!
※交換するときは他の居室でも連動して警報音が鳴る「**連動型**」がお勧めです。



住宅用火災警報器の種類

※配線不要の電池タイプは自分で簡単に取り付けすることができます。取扱説明書をよく読んで、正しい位置に取り付けましょう。

煙式 寝室・階段等

煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声でお知らせします。



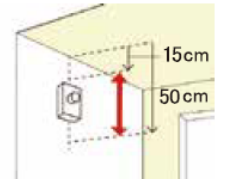
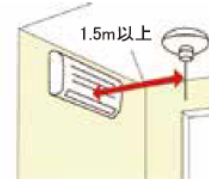
熱式 台所等

住宅用火災警報器の周囲温度が一定の温度に達すると音や音声でお知らせします。



取り付け位置

- 天井につける場合
- エアコンがある場合
- 壁に取り付ける場合



※煙式の場合の例です。熱式の場合は製品の取扱説明書を参考にしてください。

悪質な訪問販売等に十分注意!!

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。
購入・設置・維持管理すべて自分で出来ます。



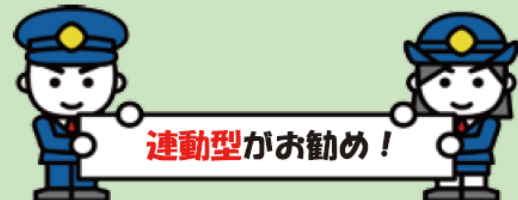
注意! 注意!

契約トラブルに関するお問い合わせは「三重県消費生活センター」へ

☎ 059-228-2212 ホームページ: <http://www.pref.mie.lg.jp/shouhi/hp/>
受付時間: <平日: 9時~12時、13時~16時> <日曜日: 9時~12時、13時~15時(電話相談のみ)>

三重県防災対策部消防・保安課
桑名市消防本部
四日市市消防本部
菟野町消防本部
鈴鹿市消防本部
亀山市消防本部
津市消防本部
松阪地区広域消防組合消防本部
伊勢市消防本部
鳥羽市消防本部
志摩広域消防組合消防本部
紀勢地区広域消防組合消防本部
三重紀北消防組合消防本部
熊野市消防本部
伊賀市消防本部
名張市消防本部
(一財)三重県消防設備安全協会

Tel: 059-224-2183
Tel: 0594-24-5279
Tel: 059-356-2008
Tel: 059-394-3238
Tel: 059-382-9160
Tel: 0595-82-9492
Tel: 059-254-0354
Tel: 0598-25-1412
Tel: 0596-25-1268
Tel: 0599-25-2821
Tel: 0599-43-2406
Tel: 0598-82-3613
Tel: 0597-22-2051
Tel: 0597-89-0994
Tel: 0595-24-9105
Tel: 0595-63-1412
Tel: 059-226-8726



住宅用火災警報器に関するご質問・ご相談はこちら
「住宅用火災警報器相談室」

0120-565-911 (フリーダイヤル)
受付時間: 9時から17時まで(12~13時、土日祝日を除く)

住宅防火に関するサイト

住宅防火対策推進協議会 <http://www.jubo.go.jp/>